

デートDVを知ってください

恋人どうしの間の暴力「デートDV」が10〜20代の若者の間に広がり、社会問題になっていきます。その実態と防止策について、長年、DV被害者のカウンセリングに携わってきた高橋さんに聞きました。

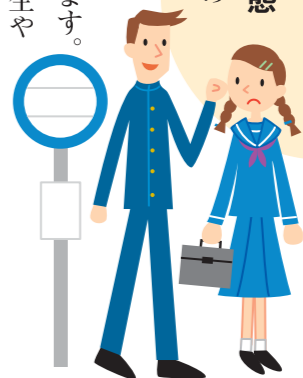
聖泉大学カウンセリングセンター長
臨床心理士

高橋啓子さんに聞く



込んでしまいます。

ここ数年、交際中の若い人たちのDV相談が、少しずつ増えて印象があります。多くは、学校の先生や友だち、家族など本人の周りの人からのご相談です。



また、周囲も、付き合っている二人の痴話げんかと受け止め、暴力が見過ごされがちです。社会的にも、「結婚しているわけではないし、いやなら別れればすむこと、そうしないなら本人の責任」という認識で、理解は十分ではありません。

本当に愛しているなら、殴ったり、拘束することはないのですが、これは愛情からだと思われ、気づけない心理状態に追い込まれているのです。

気づいたら専門家に相談を

本人が自覚しにくいだけに、周囲の気づきが大切です。どこかおかしいと思ったら、DVに関する相談窓口（6ページ参照）に相談してください。

デートDVは、配偶者間DVより、まだまだ理解が遅れています。DV防止法の対象にもなっていません。しかし、心身への暴力を受け、後遺症に苦しむ人や、DVを受ける関係のまま結婚してしまい、後悔する人もいて、高校生や大学生など若い人にとって、一生を左右する問題です。当然社会の問題であり、全体の理解と支援が求められています。

それは本当の愛？

あなたも思い当たりませんか… デートDV 危険度チェック

(作成:高橋啓子)

- 自由にすることを嫌う**
- 服装、化粧などに「自分の好み」を押しつけ、言う通りにしないと機嫌が悪くなる。
- 自分との時間を優先させないと怒ったり、「これまでだ」と脅したりする。
- 携帯やメールで居場所を確認したり、行動を指示したりする。
- 持ち物や携帯メールなどを勝手に見る。異性との関係をしごく聞く。

精神的に傷つけ、自尊心を失わせる

- 「不細工」「体型が悪い」「頭が悪い」「何も知らない」などとバカにし、軽蔑する。自分のすごさを強調する。
- 何かに前向きに取り組もうとしたり、熱中しようとする。反対して意欲を失わせる。
- 性的な行為を強要する。
- 暴力をふるっても、「おまえが○○するからだ」と正当化し、責任転嫁して非難する。

脅す・孤立させる

- 機嫌を損ねると、「どうなるかわからない」となると脅す。
- 大きな声を出したり、物に当たったり、投げたりして威嚇する。車を猛スピードで飛ばして怖がらせる。
- 「もし○○するなら(しないなら)死んでしまふ」などと脅す。
- 二人の間にいる自分にとって不都合な友だちを、排除しようとする。

一度問い直してみよう

あなたへのメッセージ

その1 家族(恋人)から本当に愛されていますか？

何よりも怖いこと。それは、DVのある日常が当たり前になってしまったことです。どんな人でもいかなるときでも、暴力は許されません。暴力をふるわれる人ではなく、心うつ側に責任があるのです。愛を装う暴力、親密な関係のなかの暴力は気づきにくいのです。気づかないうちに暴力を愛と錯覚してしまつ危険があります。

その2 自分だけを見つめ、自分だけに「くすり」を相手に求めてはいませんか？

気づいてください。あなたのパートナーは、あなたの所有物ではなく、ともに人生を歩んでいく尊敬すべきパートナーなのです。自分の思いを通すために用いられる暴力や暴言は、被害者だけでなく家族の心と体を取り返しのつかないほどに傷つけてしまいます。それは簡単に元通りになるものではありません。

DVで悩んだとき…こんな本があります。

図書・資料室から

- 【図書】『気づいて乗りこえる 精神的DVに悩む女性のためのガイドブック』長谷川七重+グループブロン/著 人と情報を結ぶWEプロデュース/発行
- 【デートDV】『愛か暴力か、見抜く力があなたを救う』遠藤智子/著 KKベストセラーズ/発行
- 【僕が妻を殴るなんて DV加害者が語る】吉廣紀代子/著 青木書店/発行
- 【VHS】『根絶!夫からの暴力04 あなたは悩んでいますか?』内閣府男女共同参画局/企画 (社)日本広報協会/制作

このほかにも、家族・健康・子育て・仕事・生活・高齢社会など、約6万5千冊の本がそろっています。

- 【貸出】 本は一人5冊まで(3週間) ビデオは一人2本まで(1週間)
- 【休室日】 月曜日・祝休日の翌日 年末年始・施設点検日
- 【開室時間】 午前10時～午後4時

～男女共同参画相談室からのメッセージ～

その愛は心地よく温かいですか？

DV相談の現場から



男女共同参画相談室で相談業務に関わっていると、男女に関わる様々な問題の相談を受けます。DVに関わる相談も多く、深刻なケースも数多くなり心を痛める毎日です。

DV相談を受けていていつも感じることは、日常的にパートナーから暴力を受けていても逃れることのできない現実の難しさとその根っこには男は、女はこうあるべきという固定的な考え方が非常に色濃く影響していることです。

- 恋愛中の二人…、親密になっていくと「愛しているなら言わなくても分かるはず」「自分の言うことを聞いてほしい」「嫌われたくないから相手に合わせよう」「がまんするしかない」「愛されたいから無理をしても相手の言うことをきく」
- …と、つきあっていくうちに「何をしてもいい

人。何をされてもいい人。」の力関係ができあがってしまい、それがDVの芽になるのではないかと思います。そしてその違和感を押さえ込んでしまうと、DVの芽はエスカレートしていき、二人の関係が崩壊していくことになります。

そこで重要になるのは、お互いの思いをどのように表現して相手に伝え合うかです。相談室では「私らしい表現」で相手に伝えられるよう一緒に考えていきます。

- 「本当に愛されていますか？」 「その愛は心地よく温かいですか？」 「尊重されていると感じますか？」
- 大事なものは「**お互いを尊重しよう**」という気持ちです。もしも二人の関係に居心地の悪さや違和感があつたら、その感情をおさえ込まず、**一人で悩まずに相談して下さい。**

相談先一覧は次ページに

男女共同参画計画 (第2次改訂版)が できました

県民政策コメントや出前説明会などとおして、県民のみなさんからご意見をいただきながら、男女共同参画計画(第2次改訂版)を策定しました。この計画を基本として男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画は、県政のあらゆる分野に関係します。「第2次改訂版」では、平成22年度までの間に、それぞれの分野でどのような取組をしていくかを取りまとめました。

政策・方針を決定する場に
女性の参画を進めます

男女が互いの性を尊重し、
健康に暮らすことを支援します

家庭生活と社会参画が
両立できるよう支援します

男女共同参画社会への
理解を高めます

DVをはじめ、男女間のあらゆる暴力を
なくす取組を進めます

多様な働き方が
できる場をつくります

重点取組テーマを 設定しました

現在、長時間労働が家庭や地域活動への参画を困難にしているとともに、とりわけ女性にとっては、仕事か家庭かの二者択一や両方の負担を迫られるなど、意欲があっても能力の発揮が難しい状況があります。男性も女性も子育てや介護をはじめ様々な事情が生じたときでも柔軟な働き方ができ、また再チャレンジができる環境を整えていくことが必要です。

このことから、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の視点から3つの重点取組テーマを設定し、計画の3年間に特に重点的に集中して取り組んでいきます。

テーマ 1

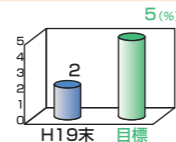
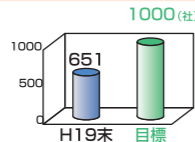
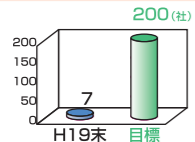
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

仕事と生活がほどよく調和し、人生の段階に応じた生き方の選択が可能となるよう、働き方の見直しを進めます。

ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数200社を目指します。

家庭教育協力企業協定締結企業数1,000社を目指します。

県庁の男性職員の育児休業取得率5.0%を目指します。



テーマ 2

女性の活躍支援(女性のチャレンジ支援)

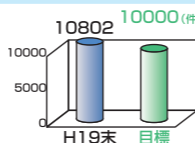
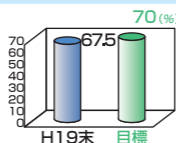
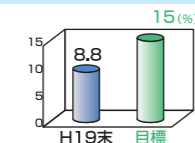
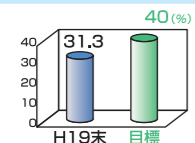
女性が意欲を高め、挑戦し、活躍できるよう支援し、参画を促進します。

県の審議会等の女性委員の割合40%を目指します。

女性の代表または副代表のいる自治会の割合15%を目指します。

職業訓練を受講した女性の就職率70%を目指します。

ホームページ「チャレンジサイトしが」アクセス件年間10,000件を目指します。



テーマ 3

県民との協働による広報活動や教育・学習の推進

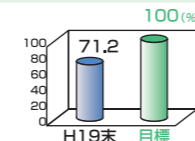
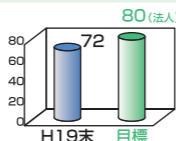
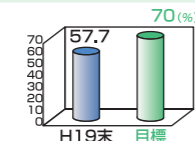
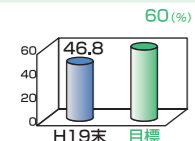
多様な選択が尊重される意識を醸成するための啓発や広報を行います。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合60%を目指します。

男女共同参画計画策定市町の割合70%を目指します。

男女共同参画を活動分野とするNPO法人数80団体を目指します。

男女共同参画社会づくりのための副読本活用率100%を目指します。



県民、事業者、 NPOのみなさんへ

県民、事業者、NPOのみなさん、共に男女共同参画社会づくりを進めていきましょう。第2次改訂版の概要版パンフレットに「実践したたとえばこんなこと」を載せていますので、参考にしてください。パンフレットはG-NETしが、県男女共同参画課にあります。ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.shiga.jp/public/danjo-keikaku/files/dainiji/jisen.pdf>

お問い合わせ——滋賀県男女共同参画課 TEL 077-528-3071 FAX 077-528-4807

E-mail ct00@pref.shiga.lg.jp

あなたを守る法律があります

DV防止法とは

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力の被害者を守るための法律です。暴力が生命や身体に重大な危害をもたらす恐れが大きいとき、被害者の申立てを受け、裁判所が加害者に対して保護命令(被害者・子どもへの「接近禁止命令」、自宅からの「退去命令」)を発するところを定めています。

DV防止法が改正されました(平成20年1月施行)

主な改正点

加害者に対する保護命令制度が強化されました

脅迫も
○対象となる暴力の範囲の拡大
身体への直接の暴力だけでなく、生命や身体に対する脅迫を受け、将来重大な危害を受けるおそれ大きい場合も、保護命令の対象になりました。

親族も
○接近禁止の対象の拡大
被害者と子どもだけでなく、被害者の親族などへの接近禁止もできるようになりました。

迷惑行為も
○保護命令の内容の拡大
無言電話や、ひんぱんに電話をかけたたり、FAX・メールを送ったりする行為も、保護命令で禁止できるようになりました。

DVを受けている。もしかしたらDVかも?

一人で悩まないで相談してください【DVに関する相談窓口】

配偶者暴力相談支援センター

● 男女共同参画センター(G-NETしが)
☎ 0748-37-8739
火・水・金・土・日曜日 9:00~17:00、
木曜日 9:00~12:00、17:00~20:30
(祝休日の翌日・年末年始は休み)

● 中央子ども家庭相談センター
☎ 077-564-7867
毎日 8:30~22:00
(年末年始は休み)

● 彦根子ども家庭相談センター
☎ 0749-24-3741
月~金曜日 8:30~17:15
(祝休日・年末年始は休み)

上記の相談時間外で緊急の場合は、
中央子ども家庭相談センター、
事件発生時は警察(110番)へ

その他の窓口

人権侵害
● 女性の人権ホットライン(大津地方務局)
☎ 0570-070-810
月~金曜日 8:30~17:15
(土・日・祝休日は休み)

● 犯罪被害者サポートテレホン
☎ 077-521-8341
月~金曜日 8:30~17:15
(土・日・祝休日は留守番電話にて)

警察
● 警察総合相談「県民の声110番」
(警察本部)
☎ 077-525-0110
月~金曜日 8:30~17:15
(土・日・祝休日は留守番電話にて)

● おうみ犯罪被害者支援センター
☎ 077-525-8103
月~金曜日 10:00~16:00
(祝休日・年末年始を除く)

